

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の連携・協力体制を支えます

～暮らしやすいまちをめざして～

地域包括支援センターでは、地域のケアマネジャーへの指導・支援や、医療機関などの関係機関とのネットワークづくりなどにも取り組んでいます。それによって、高齢のみなさんが暮らしやすい地域づくりを目指します。

地域の連携・協力体制を支えます



高齢者の課題解決の役割を担う「地域ケア会議」

「地域ケア会議」とは地域包括支援センターなどが主催して、医療や介護等の専門家が、高齢者の個別課題の解決策を検討する会議です。地域包括支援ネットワークを構築したり、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高めるための有効な手法として位置づけられています。

「地域ケア会議」の5つの機能

個別課題解決

ネットワーク構築

地域課題発見

地域づくり・資源開発

政策形成

みなさんのお役に立ちます

地域包括支援センター



高齢のみなさんを支援する拠点です

地域包括支援センターは、介護や健康、医療などさまざまな面から地域で暮らす人たちを支えるための相談機関です。

ご相談やお困りごとがあるときは、地域包括支援センターをご利用ください。

横須賀市

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターには主に4つの役割があります。これらについて、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが協力して、高齢のみなさんを総合的に支援します。地域の行政機関、保健所、医療機関などとも連携していますので、安心してご利用いただけます。



保健師等

社会福祉士

主任ケアマネジャー

専門分野を生かして協力し、「チーム」でみなさんを支えます

4つの面から地域のみなさんを支えます

総合相談支援業務

相談や悩みにお応えします



高齢のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。(3 ページへ)

介護予防ケアマネジメント業務

自立して暮らせるよう支援します



高齢のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。(4 ページへ)

権利擁護業務

虐待の不安などから権利を守ります



安心して日常生活を送れるよう、高齢のみなさんの権利を守る取り組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。(7 ページへ)

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の連携・協力体制を支えます



高齢のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。(裏表紙へ)

総合相談支援業務

相談や悩みにお応えします

～お気軽にご相談ください～

高齢のみなさんにお困りのことがあれば、どのような相談にもお応えします。ご本人からの相談はもちろん、ご家族や地域の人からの相談も受け付けています。

●たとえば、こんな悩みはありませんか？

最近、体が弱ってきたような気がする



介護サービスを受けたいけれど、どうすればいいかわからない



高齢者だけの世帯なので何かあったときに心配



家族だけで介護をするのはたいへん



親の認知症がひどくて困っている



近所の一人暮らしの高齢者が心配



👍 どんな相談も受け付けます

「どこに相談すればいいかわからない」というときも、まずはご連絡ください。介護、健康、医療、虐待、財産管理、行政のことなど、どんなことでも大丈夫です。相談内容に適した情報提供や助言などを行います。



自立して暮らせるよう支援します

～寝たきりにならないように～

住み慣れた地域ですこやかに生活していくために、健康づくりや介護予防についての支援をします。要介護状態になるおそれの高い人には、介護予防ケアプランの作成などを行います。

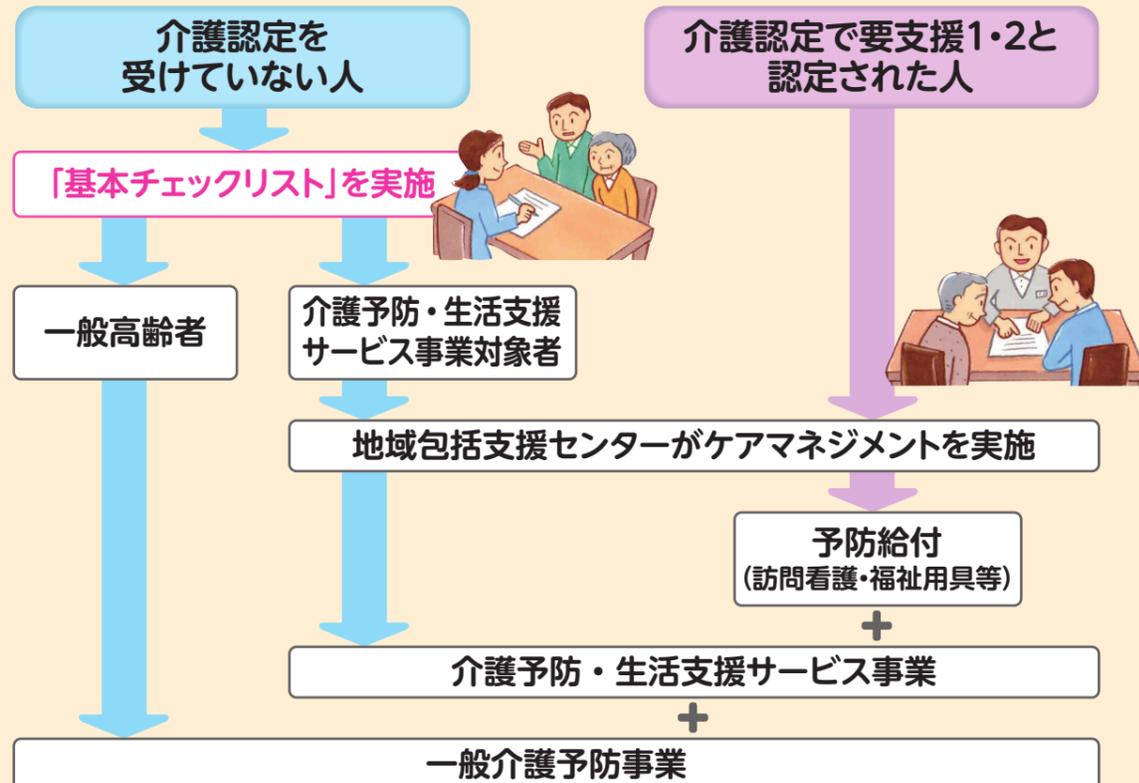
●今の状態はいかがですか？

年をとってくると健康な人でも心身の機能が衰えてきます。自分自身で介護予防に努め、自立した生活が送れるようにしましょう。また、心配事については、市役所や地域包括支援センターに相談窓口を設けています。

●自立した生活を送れていますか？

地域包括支援センターでは、高齢のみなさんがいつまでも自立した生活を送れるよう、みなさんの状態に合わせた支援を行っています。

介護予防ケアマネジメントの流れ



みなさんの今の状態に合った 介護予防の支援を受けられます

自立した生活をしている人は

一般介護予防事業
を受けられます

介護予防普及啓発事業などを利用できます。生活の活性化や、継続的に社会参加を図っていくためにも積極的に利用するようにしましょう。

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人は

介護予防・生活支援サービス事業
を受けられます

一般介護予防事業に加えて、訪問型・通所型サービスが受けられます。

要支援1・2と認定された人は

介護保険の介護予防サービス
を受けられます

訪問看護や福祉用具などの介護予防サービスのほか、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業のサービスも受けることができます。

介護予防・生活支援サービス事業について

要支援1・2及び事業対象の方が、利用することが可能です。

- **介護予防訪問介護相当サービス**
ホームヘルパーによる掃除、洗濯など利用者が自力では困難な行為について、自立のためのホームヘルプサービスを提供します。
- **住民主体型訪問サービス**
地域住民やボランティアの団体が主体となり、ゴミ出しや庭の除草などといった日常生活のちょっとした困りごとに対して支援します。
※支援の内容、料金は提供する団体によって異なります。詳しくは地域包括支援センターにお問い合わせください。また、支援を提供する団体については市ホームページをご覧ください。
- **訪問型短期集中予防サービス**
理学療法士や保健師、管理栄養士などが、3か月の短期間に健康や介護予防に関する相談、指導を行います。(事業対象者のみ利用)
- **介護予防通所介護相当サービス**
通所介護施設において、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを行います。

要支援や要介護の認定を受けていない人も利用できます

高齢の人であれば誰でも、地域包括支援センターを利用することができます。地域包括支援センターでは、主に介護予防を目的として、さまざまな情報の提供や支援を行っています。ほかにも、地域の実情に合わせて取り組みを進めていますので、なんでもお気軽にお問い合わせください。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

- ✂ 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

介護予防把握事業

- ✂ 介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

介護予防普及啓発事業

- ✂ 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

地域介護予防活動支援事業

- ✂ 地域における介護予防の取り組みを強化するため、地域ケア会議や担当者会議、地域の通いの場へ保健師やリハビリテーション専門職などを派遣します。

地域リハビリテーション活動支援事業



介護予防についての相談は地域包括支援センターへ!

地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用について、わからないことや相談があるときには、お近くの地域包括支援センターへお問い合わせください。



権利擁護業務

虐待の不安などから権利を守ります

～安心して毎日を送るために～

お金や財産管理についての相談を受けたり、虐待や悪質商法の被害を防ぐための取り組みなど、高齢のみなさんの権利を守るためのさまざまな活動を行っています。

●お金の管理や契約は大丈夫ですか?

お金や土地などの財産管理や、必要なサービスを受けるための契約に不安があるときには、「**成年後見制度**」*という制度を利用することができます。地域包括支援センターでは、その制度が必要と思われる場合、内容の説明や手続きのお手伝いをしています。また、適切な成年後見人を推薦する団体なども紹介します。



*認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人が、社会生活で不利益や被害を受けないように支援する制度

●虐待の不安はありませんか?

地域包括支援センターでは、虐待を早く見つけ、それ以上ひどくならないよう適切な対応に努めます。必要な場合には市区町村などと連携して、老人福祉施設への入所などによって高齢のみなさんを虐待から守ります。



通報や届出があったときは…

事実確認のために家庭訪問を行ったり、生命や身体に重大な危険があるような場合には立ち入り調査を行います。警察に援助を要請することもあります。

●訪問販売などの被害にあっていませんか?

高齢のみなさんが、訪問販売による住宅リフォームの被害や悪質な詐欺商法の被害などにあわないよう、消費生活センターや市区町村などと協力しています。民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどにも情報を提供し、消費者被害の防止に努めています。

